

わがまち特例一覧

No	対象資産・税目	取得時期	特例割合	減免期間	根拠法令・条項	その他
1	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する資産 ・固定資産(家屋、償却資産)	平成30年4月1日以降	2分の1	期限なし	・地方税法第349条の3第27項、28項、29項 ・那須町税条例第61条の2	児童福祉法に規定する事業の許可を得た者が直接事業の用に供する家屋及び償却資産 (当該事業の用以外に供されていないものに限る)
2	汚水又は廃液の処理施設 ・固定資産(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2分の1	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・那須町税条例附則第10条の2第1項	
3	下水道除外施設 ・固定資産(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	4分の3	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・那須町税条例附則第10条の2第2項	
4	指定避難所用償却資産 ・固定資産(償却資産)	避難所指定日以降に取得したもの	3分の2	5年度分	・地方税法附則第15条第23項第1号 ・那須町税条例附則第10条の2第3項	
5	協定避難所用償却資産 ・固定資産(償却資産)	境地締結日以降に取得したもの	2分の1	5年度分	・地方税法附則第15条第23項第2号 ・那須町税条例附則第10条の2第4項	

No	対象資産・税目	取得時期	特例割合	減免期間	根拠法令・条項	その他
6	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2	3年度分	・地方税法附則第15条第25項第1号イ、ロ、ハ、ニ ・那須町税条例附則第10条の2第5項、6項、7項、8項	・太陽光発電設備(1,000kW未満) ・風力発電設備(20kW以上) ・地熱発電設備(1,000kW未満) ・バイオマス発電設備(10,000kW以上20,000kW未満)
7	特定バイオマス発電設備 ・固定資産(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	7分の6	3年度分	・地方税法附則第15条第25項第2号 ・那須町税条例附則第10条の2第9項	・バイオマスのうち木材に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。(10,000kW以上20,000kW未満)
8	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	4分の3	3年度分	・地方税法附則第15条第25項第3号イ、ロ、ハ ・那須町税条例附則第10条の2第10項、11項、12項	・太陽光発電設備(1,000kW以上) ・風力発電設備(20kW未満) ・水力発電設備(5,000kW以上)

No	対象資産・税目	取得時期	特例割合	減免期間	根拠法令・条項	その他
9	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2分の1	3年度分	・地方税法附則第15条第25項第4号イ、ロ、ハ ・那須町税条例附則第10条の2第13項、14項、15項	・水力発電設備(5,000kW未満) ・地熱発電設備(1,000kW以上) ・バイオマス発電設備(10,000kW未満)
10	浸水防止用設備 ・固定資産(償却資産)	平成29年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2	5年度分	・地方税法附則第15条第28項 ・那須町税条例附則第10条の2第16項	
11	緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地 ・固定資産(土地)	平成29年6月15日から令和9年3月31日まで	3分の2	3年度分	・地方税法附則第15条第32項 ・那須町税条例附則第10条の2第17項	土地緑地法の規定により指定された緑地保全・緑地推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地
12	浸水被害軽減地区 ・固定資産(土地)	令和2年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2	3年度分	・地方税法附則第15条第36項 ・那須町税条例附則第10条の2第18項	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区又は洪水浸水想定区域
13	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した固定資産 ・固定資産(土地・家屋・償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2分の1	5年度分	・地方税法附則第15条第37項 ・那須町税条例附則第10条の2第19項	

No	対象資産・税目	取得時期	特例割合	減免期間	根拠法令・条項	その他
14	雨水貯留浸透施設 ・固定資産(償却資産)	令和3年11月1日 から令和9年3月 31日まで	3分の1	期限なし	・地方税法附則第15条 第40項 ・那須町税条例附則第 10条の2第20項	
15	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 ・固定資産(家屋)	平成27年4月1日 から令和9年3月 31日まで	3分の2	5年度分	・地方税法附則第15条 の8第2項 ・那須町税条例附則第 10条の2第21項	高齢者の居住の安全確保に関する 法律に規定するサービス付き高齢 者向け賃貸住宅で地方税法施行 令附則第12条第12項に該当する 家屋
16	長寿命化に資する大規模修繕工事 を行ったマンション ・固定資産(家屋)	令和5年4月1日か ら令和9年3月31 日まで	3分の1	1年度分	・地方税法附則第15条 の9の3第1項 ・那須町税条例附則第 10条の2第22項	新築された日から20年以上を経過 したマンション(10戸以上)のうち都 道府県等から助言、指導を受けた マンション又は管理計画認定マン ション